

OB  
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

昭和十二年九月二十日第三種郵便物登記可

號五第

# 報部

昭和十二年十月二十日和昭

○支那事變と

新聞出版物取締に就て

(警務局保安課)

○南支に於ける

同胞の活躍と支那事變(三)

(臨時情報報部)

○發しては萬葉の櫻ー

美談集錄(三)

(臨時情報報部)

附錄 事變知識

事變日誌

府督總臺灣  
臨時情報報部

## 支那事變と

### 新聞出版物の取締に就て

警務局保安課

△はしがき

去る七月七日夜半盧溝橋の一角に起つた所謂北支事變は、其後度重なる支那側の不信不法行為によつて、我國の局地解決方針も不擴大主義も悉く蹂躪されたのみか、支那側の武力行使は愈々全面的に表面化し、遂に我をして斷乎膺懲の聖戰に轉移するの已むなきに到らしめたのである。そして今や皇軍は、東洋平和確立のため北支に中支に或は南支に華々しい活躍を續けてゐる。又一方國內的には社會の凡ゆる部門を擧げて戰時體制の整備強化が著々と進められてゐるのであるが、所謂北支事變が支那事變にまで進展し、更に之に對する國際風潮も亦決して樂觀を許さない情勢にあることを思へば、眞の舉國一致の要は寧ろ今後にこそ切實に求めらるべきものであると考へられる。

吾々はこの重大時局に直面して爲すべき幾多の任務を有するが、就中對外的に最も重要性を有する軍事關係の機密保持のためには最善の策を探らねばならない。當局はこれがため這般内外地一齊に新

聞記事に對する非常手段、即ち軍事記事の全般的禁止を決行するに到つたのである。

△軍事記事の掲載禁止

この禁止は、上述のやうに臺灣のみでなく全國的に行はれたのであるが、新聞紙法と臺灣新聞紙令とは其の構成を異にするので今回の禁止の形式も自ら異らざるを得ないのである。

陸軍省令第二十四號

新聞紙法第二十七條ニ依リ當分ノ内軍隊ノ行動其他軍機軍略ニ關スル事項ヲ新聞ニ掲載スルコトヲ禁ス但シ豫メ陸軍大臣ノ許可ヲ得タルモノハ此ノ限ニ在ラス

附 則  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年七月三十一日

陸 軍 大 臣

海軍省令第二十二號

新聞紙法第二十七條ノ規定ニ依リ當分ノ内艦隊、艦船、航空機、部隊ノ行動其他軍機軍略ニ關スル事項ヲ新聞紙ニ掲載スルコトヲ禁ス但シ豫メ海軍大臣ノ許可ヲ得タルモノハ此ノ限ニ在ラス

附 則  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
昭和十二年八月十六日  
海 軍 大 臣

新聞紙法(明四二法四一)

第二十七條 陸軍大臣海軍大臣及外務大臣ハ新聞紙ニ對シ命令ヲ以テ軍事若ハ外交ニ關スル事項ノ掲載ヲ禁シ又ハ制限スルコトヲ得

總警第百五號

臺灣新聞紙令第十二條ニ依リ當分ノ内軍隊ノ行動其他軍機軍略ニ關スル事項ハ之ヲ新聞紙ニ掲載スルコトヲ禁ス但シ軍當局ノ發表ニ係ルモノ及豫メ臺灣總督ノ許可又ハ内地、朝鮮等ニ於テ當局ノ許可ヲ得タルモノハ此ノ限ニ在ラス

昭和十二年八月一日

各 新 聞 發 行 人 宛

臺 灣 總 督

總警第百十五號

臺灣新聞紙令第十二條ニ依リ當分ノ内艦隊、艦船、航空機、部隊ノ行動其他軍機軍略ニ關スル事項ハ之ヲ新聞紙ニ掲載スルコトヲ禁ス但シ軍當局ノ發表ニ係ルモノ及豫メ臺灣總督ノ許可又ハ内地、朝鮮等ニ於テ當局ノ許可ヲ得タルモノハ此ノ限ニ在ラス

昭和十二年八月十六日

臺灣總督

臺灣新聞紙令(大六律令二)

第十二條 臺灣總督ハ外交軍事其ノ他秘密ヲ要スル事項ノ掲載ヲ禁止スルコトヲ得

内地が省令で取扱つてゐるのに對し本島の形式は一見餘りに簡単に過ぎるやうであるが、前掲臺灣新聞紙令では此の禁止の形式を全く制限してゐない。故に極論すれば禁止の主旨が相手方に了知されへすれば如何なる方法で傳へてもよい譯である。新聞の許可主義を採つてゐる本島では、新聞の發行人と謂つても極少數の特定人であるから通知漏れも起るまいし、又大衆に公表して不必要に民心を刺戟することなど考へ合せると、直接發行人通知する此の方法は最もよく相手方に徹底する最も親切な方法であるといふべきである。

前掲内地の新聞紙法第二十七條も、陸軍省令、海軍省令も共に新聞檢閱の通常機關である内務大

臣、府縣知事を全く除外してゐるが、これは國家有事に際しては主務大臣が主務關係の新聞記事の制限をするのが最も適切であるといふ見解から割出されたものである。従つて當時妄りに此の條文が發動さるべきものではない。臺灣新聞紙令第十二條も本條と同一主旨に解すべきものであるといふことで、從來本條が發動したことは極めて稀であつた。併しそれは餘り窮屈に過ぎるものではないか、内地法に比較して見て其の命令官廳といひ其の形式といひ又其の内容も軍事外交以外に廣汎なる一般的事項をも包含されてゐる處を見れば、此の第十二條は強ち有事の場合のみを對象とした規定ではあるまじ。即ち總督は、本島統治のため將又我が國國策遂行のため、隨時必要に應じ大いに本條文を活用すべきであるといふ積極的解釋が採用さるべきであると考へられる。

次に新聞記事を何故然く嚴重に制限せねばならぬかの問題である。戰局の實相を最も的確に最も克明に報道する記事はどうか。戰事ニュースを渴望する銃後の國民が我方の實力、實績、將來の作戰、何から何までを出来るだけ速く、出来るだけ精細に知りたい、そして國家と運命を共にしたいといふのは當然のことであらう。併し此の欲求、此の熱意にピッタリ合致した新聞が逆に敵國に筒抜けになるのだと謂つたら誰もが言下にソリヤ堪つたものではないと言ふであらう。誤傳誤報或は誇張的記事が、對内的にも對外的に如何に有害であるかは説明を俟つまでもない。ナボレオン三世は新聞によつて敗戦したのだと云はれてゐる。それは彼が當時極度に新聞の自由を尊重した結果、佛國の作戰計畫は直にマタン紙に報ぜられ、プロシャ軍はこれによつて敵情を知り合理的な應戰計畫をしたからである。軍事機密を保護することは、何時の時代、何れの場合に於ても凡そ一國の存立上緊要不可缺

の鐵則であることは萬人のよく知る處である。況んや昨今、雲行に於ておやである。然らば新聞人は國家の損失を犠牲にしてまでも筆を執らねばならないものであらうか。然し新聞も市場に於ける一箇の商品である以上如何にして報道價値を高めるか、如何にして他紙を凌駕するかに全力を注いでゐる。之が爲めには砲煙彈雨の中に所謂從軍記者なるものを特派して尙足らずとしてゐる實情である。其の意氣や壯、其の勞苦や寢に多とすべきであるが、彼等の編輯取材の中に軍機上支障あるものが絶無であると誰が斷言出來やう。凡そ國家有事に際して新聞の無節操と昂奮ほど恐ろしいものはないであらう。「一個の敵對新聞は十萬の強敵に値す」とまで先人は謂つてゐる。その言や寔に味ふべきではないか。併し吾々はそれがため新聞の偉大なる使命と功績を毫末たりとも没却しやうとするものではない。

遮莫今回之の禁止は形こそ禁止であるけれども有害でない記事は、どしどしひて掲載を許可するのであるから、此の禁止をして唯單に新聞の活動舞臺を縮めるものとのみ解するのは早計に失する。より有效適切に國家のため思ふ存分驥足を伸ばして活動して貰はうといふのが本禁止の反面であることに新聞、出版關係者は謂ふ迄もなく一般民衆も深い理解を願ひたい。

#### △禁止の内容

禁止命令に所謂軍隊の行動或は艦隊、艦船、航空機、部隊の行動とは、一の例示であつて軍事に關する諸般の事項中軍機軍略に關するものゝ掲載を禁ずるのが其の眼目である。即ち軍に關係する事項全部が必しも軍機軍略に關するものといふことは出來ないのである。然らば如何なる事項を軍機といひ

軍略と稱するかといふに、これは全く専門的に亘り又之を具體的に説明することは説明夫れ自體が動もすれば軍機に觸れるといふ危険を伴ふのであるが少くとも

軍の動員及編成、作戦又は用兵、運輸通信、國土防衛、聯合艦隊其の他艦船、部隊、航空機の行動所在、軍港、要港等の設備、軍需關係作業の情況等

は軍機軍略に關係ある最も著しき例と云ひ得やう。従つて之等に直接關係する事項は勿論之等の内容を推知せしめ得る事項も禁止せられてゐるのであつて、例へば

應召者の應召部隊名、召集美談、銃後の美談、見送り情景、戰線便り及び防衛團の活動等  
も之に含まれてゐると解すべきである。此處で特に注意を要することは、その禁止の範囲が必しも直接支那事變に關聯あるものばかりとは限定されてゐないことである。又禁止事項の中には性質上一地方或は一部の人は其の耳目に觸れて到底蔽ふべからざる事實も妙くないのであるが、これが新聞紙といふ流布自在な物になつて廣く世間に知れ渡ることは、作戦上甚だ不利益を招く結果になるのである。

之等禁止した事項も、戰局の推移と時の情勢によつては其の一部分を公開しても將來の作戦上支障の起らない事柄もある。この範囲に屬する記事は逐次頗出に應じて掲載を許してゐるのである。故に許可の範圍も常に一定不變のものであるといふ譯ではないのである。

#### △掲載許可手續

禁止された軍事關係記事を新聞紙に掲載するには事前に必ず臺灣總督の許可を要するのであるが、

これには次に述べる數項の除外例がある。

1 軍當局の發表に係るもの

現在では陸海軍大臣、支那駐屯軍、關東軍、臺灣軍、第三艦隊司令長官發表等のそれであるが、夫れ以外で陸海軍當局者の發表あることも豫想される。

此處に注意すべきは當局がなす特定人に對する通知又は命令であるがこれは此處に所謂發表とは割然と區別せねばならない。

2 臺灣總督府當局發表に係るもの

3 内地又は朝鮮に於て當局の許可を経たるもの

4 既に許可を受けたものゝ轉載

内地、朝鮮、滿洲又は本島で合法的に出された新聞記事を轉載するものである。

5 同盟通信社取扱に係るもの

同社の通信記事に對しては陸海軍當局が最も嚴重な檢閱を勵行してゐる關係から同社取扱なる表示ある記事は一應陸海軍當局の檢閱を経たものと見做すことになつてゐる。これとても決定的のものではないのであるから此處に特に断つて置く。

新聞の檢閱は、發行時間を間近に控へて其の可否を判定しなければならない仕事で、發行人側でも檢閱側でも其の數時間は全く血眼で丁度戰爭見たやうな忙しさである。兎に角時間的に非常に拘束の多い仕事であるため許可手續も思ひ切つて省略されてゐる。許可を受くべき記事は校正刷とし、それ

に「軍事記事掲載許可願何々新聞發行人何某」と刻つた印を押捺して願書に代へしめる。この許可事務は臺灣總督又は州知事(臺北を除く)廳長が取扱つてゐるのであるが、先日の新聞關係者打合會での取極めによれば、この校正刷は同時に軍司令部、海軍武官室、憲兵隊へも同一のものを提出させることになつてゐる。尤も地方廳では其の地の憲兵隊へ出させれば足りる。

許可を要しない記事を一見明瞭にするためにどんな方法を探るか。檢閱する側から云へば個々の記事全部に夫々其の表示をして貰ひたいのだが。それは體面を重んずる新聞社としては非常に苦しい點であらう。兎に角原則としては「何々許可済」「何々新聞より轉載」と一々紙面に表示することになつてゐるが、これを欲しない場合又は寫眞等のやうに體裁上表示しにくいものには便法として下刷にのみ書き込み又はゴム印を以て表示せしめるといふ方法も認められてゐる。

以上の禁止はもとより新聞紙に對する法規上の制限であるから、此の禁止命令自體は新聞紙以外には一步も出ないのであるが、其の目的が既に一國の安危に繋る軍機の保護である以上、新聞紙以外の一般の出版物に之を許容する理由はない。即ち書籍もパンフレットもビラも謄寫版刷のものも皆夫々出版法規によつて新聞紙と同じやうに嚴重取締られるのは勿論である。此種防諜關係の事柄は決して一部分の者の力のみでは満足されるものではない。次の諸點については新聞紙出版物關係者は勿論一般の人々も特に注意せらるべきである。

1 陸海軍關係記事の取扱は特に慎重にし疑問あるときは其の地の高等警察課に照會のこと。

2 支那新聞の論調の轉載は往々國民の判断を誤らしむる虞あること。

- 3 徒らに第三國を刺戟又は挑戦する記事を慎むこと。
- 4 徒らに興味本位に走り又は誇張、誤報等のことなきこと。
- 5 特殊新聞即ち發行許可の當初から一般ニュースを書くことを許されてゐない新聞には事變記事は書かぬこと。
- 6 各種團體の機關紙又は會報の類に應召者氏名又は戰線だより、兒童作品を掲載し禁止命令に觸れた例が多いこと。
- 7 町會で賸寫した出征者見送り通知書が禁止命令に觸れて處分された例は内地でも相當ある。
- 8 在外邦人に宛てた私信が某國側郵便局で開披され我軍の出動其の他軍機推知の端緒を握られたこと。
- 9 汽車、汽船、劇場等で出征に關することを私語し某方面に聞知されたこと。
- 10 出征祝の旗や幟に所屬部隊を書いたため某部隊の出動事實を某方面に漏したこと。
- 11 出征兵士が知人宛の挨拶狀に部隊號、地名、豫定行動等を書いたため不用意の間に作戰關係を漏したこと。

#### △制 裁

禁止された軍事關係記事を許可を受けず新聞紙其他に掲載出版した者に對する制裁は其の新聞出版物の差押處分、禁錮、罰金更に新聞紙に對しては發行停止又は將來の發行一切を禁止する發行許可取消處分もある。尙記事の内容如何によつては軍機保護法其の他法令に抵觸する場合もある。

## 南支に於ける

### 同胞の活躍と支那事變（三）

#### 臨時情報部

本稿は廣東日本人小學校長渡田榮一及び臺灣總督府臨時情報部附後藤元吉兩氏の今次事變による引揚の生々しい體験を記述したものである。

## 廣 東

### 一 廣東省の概観

廣東省は大庾領山脈を以て北は福建、江西、湖南の三省に境を劃し、西は勾漏山脈によつて廣西省の南部及び佛領印度と區切られ、南一帶は南支那海及び東京灣に面し、海南島を併せて其の面積は實に八萬方哩（一説には九萬九千方哩とも稱す）である。地勢は北から南に傾斜して概して平坦で高山峻嶽と云ふ程のものがなく一千米を超える山は稀である。北境を繞らせる大庾山脈は諸河の分水嶺で

あつて支脈八走し、その渓谷を西江、北江、東江、韓江が流れて海に注いで居る。珠江は勾漏、大庾嶺兩山脈の間を流れ、兩岸に渺茫たる沃野を連ね、河口に所謂「廣東デルタ」を形造つてゐる。海岸は福建省の様に屈曲が甚だしくないが良港が少くない。

廣東省一帯は亞熱帶に入るので夏季は五月より九月末までの長期に及び、就中七、八月頃人家櫛比の市内の如きは室内に於ける溫度江百度以上に達し、安眠不能の日も少くない。冬季（十二月乃至二月）は極寒の時と雖も四十度を下ることは稀で、秋から冬にかけては最も健康に適して居る。三、四、五月は雨期に入るので連日霖雨陰鬱の氣に満ちて最も氣候不順の時である。

人口は三千三百十餘萬にして其の大半は漢民族であることは勿論であるが廣東省は古の南交百粵であつて蠻族の居住してゐた所であるから蠻越の稱がある。現に蠻族の一種である疍族は専ら水上生活をなし操舟漁獵に從事してゐる。

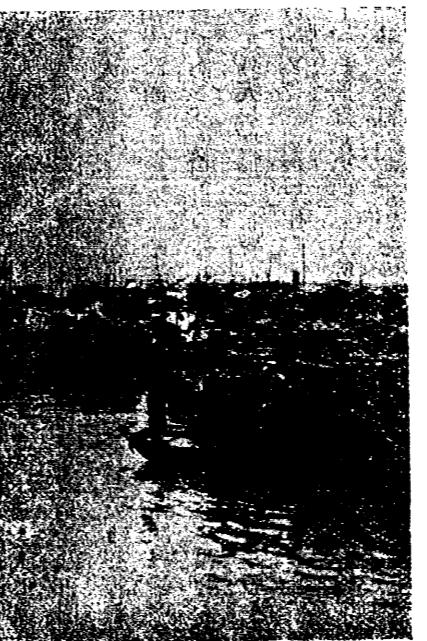
產物は米、生絲、甘藷、甘蔗、茶等の農産物を主とし、鐵、石炭、鉛、錫、タンクス、マンガン、アンチモニ、鑄等の礦物が多量に埋藏せられてゐるが、產業のすべてが内政の腐敗、國力の衰微、技術



の幼稚なために微々として振はず無限の資源は空しく地中に埋藏せられてゐる状態である。

## 一 廣州市と廣東人

廣東省の首府である南支第一の貿易港である廣州市は昔周時代に南海と唱へられたが後百粵と改められ秦の始皇帝の時こそに南海郡を置かれた。三國時代には吳の管下となつて廣州と呼ばれ南漢の都となつてから興王府と稱せらるゝに至つた。明の世、廣州府を置き廣東省の首府となして續いて清朝から今日に及んで居る。市は珠江の流に恵まれて既に漢時代から南方諸國との通商が開け唐時代にはアラビヤ人の渡來を見、明に至つてボルトガル人渡航して其の後東印度會社との貿易を營み盛に阿片を輸入して遂に有名な阿片戰争を惹起した爲千八百四十二年南京條約に基いて互市場に開港された。現今人口百三十萬を有し水陸交通の要路に當り粵漢鐵道は市の西端黃沙より起り、廣九鐵道は市の東端大沙頭を起點として香港と相連絡し又水路は香港、澳門、梧州間に河船の便があり商業殷盛な大都會である。廣州市の外人租界には沙面がある。西暦一千八百五十九年英佛兩國が三十餘萬弗を費して埋立て外人居留地としたものである。面積十八町歩の小島で周圍には大榕樹が聳えと茂り各國總領事館を始め會社銀行や住宅等の大建物が整然と建てられ、支那街へ通するには英國、佛國の兩橋を以てし、夜間は鐵の門扉が嚴重に閉ざされ租界巡査が居て支那人は一步も入れない別天地である。廣東には時々騒亂が起るが此の沙面のみは安全地帯で唯一の避難地である。廣東旅行者が最も驚くのは珠江沿岸に繋留してある無數の舢舨である。これは蛋民族と稱せられ地上一般人民とは婚姻等の關係を全



あで家住の族蛋

一四

然もたない水上生活者であつて其の數は凡そ十餘萬と云はれてゐる。彼等は水上に生れ水上に成長して生活を營むのであるが水上には病院船あり野菜、肉、肴、薪炭を賣る船あり又歌舞管絃の享樂を縱にする水上の別世界もあつて沙面の閑静な別天地と共に旅行者に忘れ難い印象を與へる廣東名物であらう。

廣東人は性質懶惰であり、又極めて進取的革命的思想に燃え覇氣に富んでゐる。此の先天的の氣象は遂に爆發して宣統三年革命の烽火を廣東に上げた。此の進取的、發展的の氣概は市區の改正に、産業の勃興に、軍備の擴張に、教育の充實、其の他各般に涉つて其の片鱗を窺ふことが出来る。實に舊都廣東には新興の氣が充ち溢れて居るのである。

### 三 廣東に於ける排日教育

廣東人の先天的の性情は、排日思想にも極めて深刻に發揮され、其の抗日、毎日の運動實情に關し

ては、行政部、黨部、軍隊、學校等、凡有部門に亘つて陰險惡辣な手段をもつて遂行せられてゐる。排日教育に於ても最近活動の度を加へ、その方法は國語、歴史、作文等は勿論衛生、體育等の各課程に織込み、授業中又は朝禮、夕會、記念週等の時間を利用して國恥國難、民族復興、國防等に關する演説、講話を行ひ、熾んに學生兒童に抗日思想を注入して居る。就中廣東市教育局が全市各小學校に通令した國難期中小學校教育方案に依れば毎週救國活動として民族週、國恥週、救護週、捐輸週、軍事輸送週等の週間を設け、又東北四省、朝鮮、臺灣等の侵略表や、滿洲事變、上海事件に於ける日本人の受けた殘忍寫真や書報等を兒童に見せたり侵略國の兇慘記事文を閲讀させ、以て無垢の腦裡に抗日意識を植ゑつけて居るやうな徹底振である。

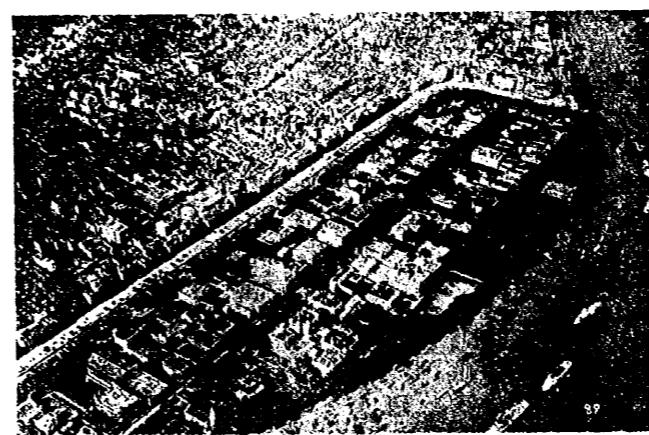
### 四 排日廣東の邦人發展狀況

廣東は南支第一の大都市であり商業極めて殷盛で其の商品の消化力も多量であり日本商品も多額に輸入されてゐるにも拘らず邦人の發展勢力は實に微々たるものである。これは地理的關係もあり、且つ又玄關口に自由貿易港たる英領香港を控へてゐることも大きな原因と思はれるが、更に廣東人が排他的、非妥協的であり、西南に於ける官憲黨派が自己保身上若しくは自派の保全上より排抗日政策をとり來つた爲に、他の地方にみられない壓迫排斥が繼續的に邦人に加へられたることも亦大なる原因と言はなければならない。然し幾度かの排日貨運動や共產黨事件等に悩まされながらも、我が官憲の周到懇切なる權益擁護と在留邦人の奮闘努力とは遂に邦人今日の地盤を築き上げたのである。先づ帝

國總領事館を始めとし、日本人小學校、博愛會醫院がある。金融機關には臺灣銀行、正金銀行、華南

一六

銀行等がある。臺灣總督府は小學校、病院に對して年々多額の補助金を下附して是等の經營を援助してゐる。また海運業方面には日本郵船、大阪商船、日清汽船會社の三出張所があり、一萬噸乃至二萬噸の貨物を收容し得る倉庫も有してゐる。我國より輸入される商品の主なるものは綿布、綿絲、紗織物、毛絲、毛織物、人絹、同製品、海產物、砂糖、紙、電氣材料、機械類、ゴム製品及藥品等であるが是等は三井物産會社廣東出張所、興中公司の外二十餘の個人商人の手によつて取扱はれ其の額は約數百萬弗に達してゐる。此の外に廣東に輸入される日本商品は香港又は上海經由のものにして支那人及外人の取扱ひにかかるものが寧ろ非常に多額である。



## 五 支那事變下の廣東と在留邦人

廣東に於ける排日抗日は本事變發生前も深刻惡辣に行はれ其の運動は熾烈であつた。何かきつかけとなる事件が突發すると、直に其の行爲が極めて露骨にまた

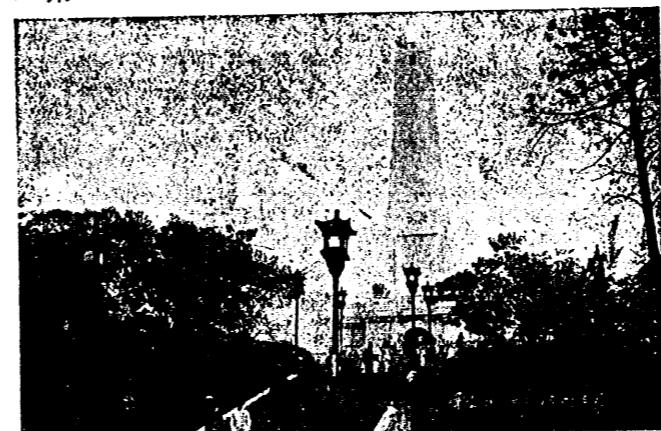
活潑惡辣となつて來るのである。即ち北支に冀東自治政府成立、南支の北海に事件發生したる以後はそれ迄潛行的であつた排日運動は俄然露骨となり日貨に對し不當に課稅するやら、支那街居住邦人に借家返還を要求し或は邦人使用的支那人や日貨取扱ひ商人に對する不法行爲や脅迫等が頻々と起つて來たのである。かゝる一般的情勢の中に突如として起つて來たのが今回の支那事變なのであつて、局面の進展と共に各種報道機關は擧つて日本軍の横暴、日本政府の侵略的態度等民心を煽動する記事を連載した。間もなく中央黨部の訓令によつて全省各界の代表者を集め禦侮救亡會が組織されて統制ある排日抗日の實行に移つた。やがて民船工會では日本人所有貨物の運搬を一切拒絶すること、し、抗日行動の先驅をなし爲めに水上に於ては日本品は一切動かなくなつてしまつた。また各學校に於ては抗日救亡工作團を組織して十人を一隊、十隊を一團とする編成をして消防救護宣傳その他の抗日工作に從事することとなつた。次に苦力工會も八月一日から解工會同様日本人所有貨物の運搬を一切拒絶することとなつた。若しこつそり日本人所有荷物を運んだ者は黨部員又は密偵の爲に漢奸とし何處かへ拘引されてしまふので民衆は恐れて一切動かなくなつた。我が官憲が市政府や外交部特派員公署に事實を指摘して之が取締方を交渉すればさまつて是等の罷業は國民の愛國運動であつて取締ることが出來ないと答へ、加之堂々と之を新聞紙上に發表する爲に交渉することが反つて罷業を煽動するような結果となる始末であつた。他方日本人に使用されてゐる支那人ボイや女中を罷業させようとする計畫が動き始めた。氣の小さい者は早くも暇をとつた者も少數あつたのであるが、總罷業となると數百人に達する者の生活問題もあるのでそんなに簡単に實行されなかつた。その中に禦侮救亡會で

は一般市民に日本軍の空襲に對する準備通告をなしたり、省政府主席吳鐵城や第四路軍長余漢謀は對日抗戰の訓示を爲す等何れも民心を極度に刺戟した。日本商店に使用する支那人店員が商品をもつた儘拘引されたり、邦人會社銀行等の支那人傭人に對して手ひどい脅迫が加へられたりするので、是等の者は身邊の危険を恐れてこつそり姿をかくすやうになつた。日本人が市中を通行してゐるとバナナの皮を投げつけたり、凄い文句で脅したり、又は米を賣らぬとか石炭や薪などを賣らぬとか云ふ者も出來て來た。是等の不法なる非常識な抗日行爲に對して我が官憲は幾度となく交渉したのであるが盲目となつてゐる廣東市民にはやは何等の效果もなかつた。

## 六 邦人の引揚げ状況

### 婦女子の引揚

前述の様に邦人に對する惡辣巧妙な排日行爲は日と共に深刻となり邦人は日々生活に非常な脅威を感じる事態となつて來たので、總領事は先づ病人、姫婦及幼兒多き婦人等に對して自發的引揚を勧告した。依つて八月十



廣東上山昔觀紀文孫碑

日迄には直接臺灣へ或は香港で乗りかへて内地へ引揚げる婦女子が百二十餘名に達した。ついで上海で大山中尉と齋藤水兵が射殺されてから事態が愈々急迫して來たので、八月十二日總領事は殘留婦女子に對して八月十四日午後五時出帆の日清汽船唐山丸に乗船して引揚げる様命令を發した。何處の家でも引揚げ荷物の荷造りや残しておくる家具類の整理で大騒動である。漢奸として拘引されることを恐れて嫌やがる支那人大工を高い賃銀を出して瞞すかしてこつそり雇ひ入れて荷作りさせるのもなかなか骨が折れた。かくて荷造りされた各家の引揚荷物の運搬は日本人の手によつて搬出するより外に方法はないので、先づ青年團員、互助會員（土着實業家）の人々が第一線に立つて千餘個の大小の荷物を、豫め居留民會で購入してゐた小車と船によつて、折からの降雨を冒して船着場まで幾回となく往復して運搬する有様は實に涙ぐましいものであつた。引揚げの婦人には妊娠中の重い體で數人の幼児を連れてゐる人あり、病後衰弱せる人あり、產後日淺くして幼兒五人を伴へるあり、是等の人々の長い船路や車中の苦痛を思ふ時涙なくしては送られなかつたのである。愈々出帆の間際となるや「お父ちやんさうなら」。「バ早くかへつて來てよー」。「途中氣をつけろよ」。「氣をおつけなすつて」。「ごきげんよう」。悲惨な別離の光景を現出した。籠城を決意して見送る男子の悲壯なる胸中。父や夫を危地に残して離れ行く妻子の心情。實に人生の大悲劇である。

### 残留邦人の總引揚

残留邦人は多年の苦闘によつて築き上げた財産と獲得した權益とを最後まで踏み止まつて擁護せんとする悲壯な覺悟を以て沙面租界内に籠城を決意し、米、薪、炭、石炭、野菜類等まで多量に買ひ入



れ諸般の準備も遺憾なく整へてゐたが、戰局の擴大に伴ひ廣東の地方的状勢も愈々悪化したので八月十五日總領事から十七日午前七時を期して總引揚げの命令が通達された。愈々最後の時が來た居留民一同は只管總引揚げ準備に没頭した。財產目録の調製、引揚荷造り、家具商品の保管、家屋の釘付乃至明渡しなど晝夜を分たず活動を續けた。然るに十六日朝香港より引返し入港した引揚船唐山丸の支那人下級船員は、時局の急迫を察知して脱船する者あり、出港を危ぶまれるに至つた。そこで唐山丸の出帆は十六日夕本刻に繰上げられ、引揚げ荷物は青年團、互助會員の手によつて總領事館、續々波止場に運ばれ、解に積込まれたが、曳船モーターボートの支那人運轉手が脅迫されて逃げてしまつたので、仕方なく警備中の○○艦から水兵さんの應援を求めて幾回となく往復して荷物を積み込み最後に五十餘名の者が乗込んだ。斯く唐山丸は午後八時間に紛れて珠江を下り始めた。廣州市街の明るい電飾の光りも、もうこれが最後であると思ふとき實に感慨無量である。船は暗闇の珠江を約三時間下江した頃碇を入れて停船した。これは翌朝遅れた者を乗せて來て本船を護衛する驅逐艦○○を待つためであつた。

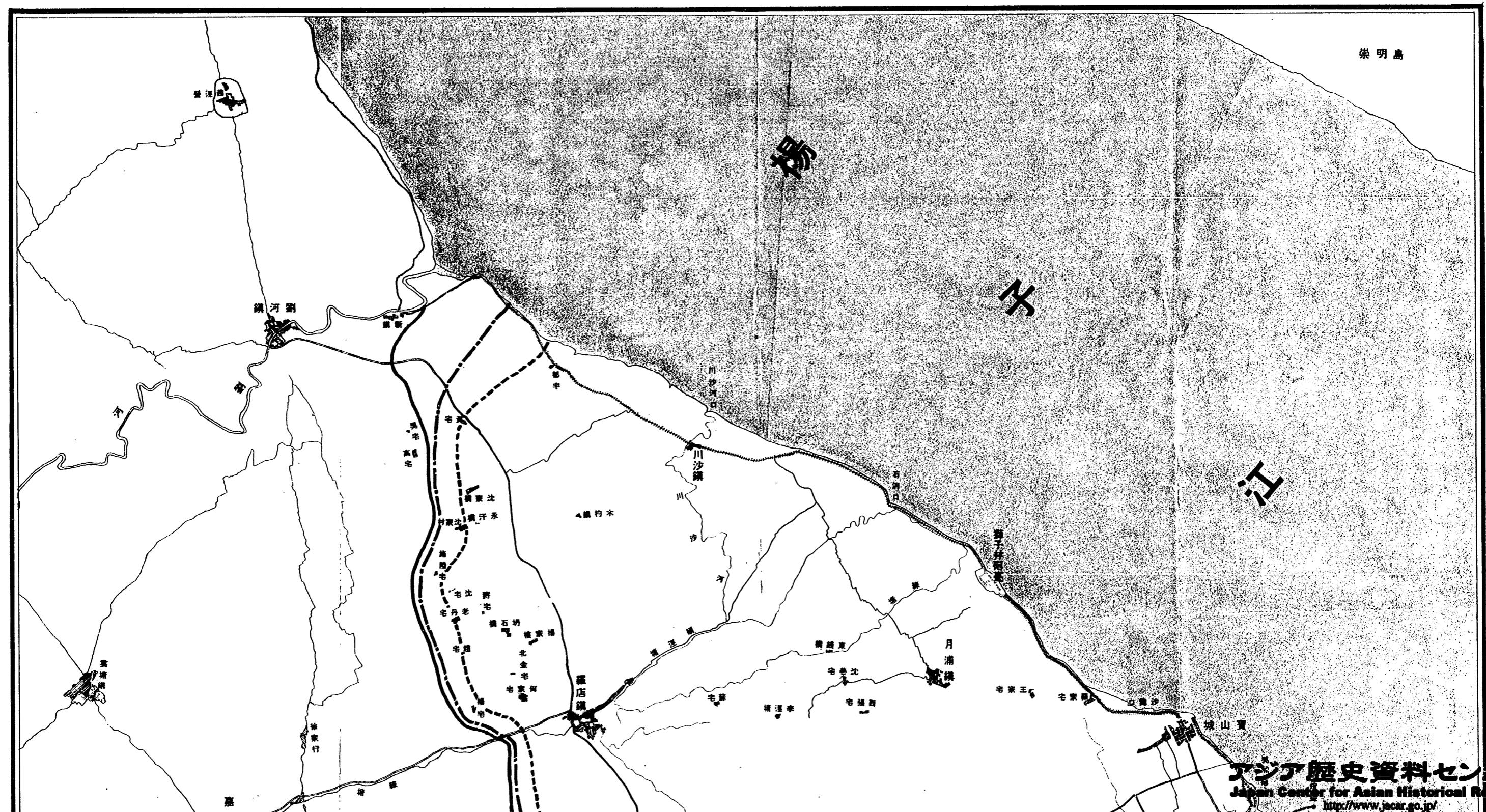
ところが裏に唐山丸が珠江して來た際に支那砲艦二隻が後をつけて來て本船の行動を監視してゐると云ふので、其の砲艦からの襲撃、其の他の不測の事故を慮つて警備班を組織して交替で終夜船内の警備に當る事となつた。一二等室には病弱者と婦人を收容し他の男子は全部デッキに坐し終夜星を仰いで語り合つた。夜が明けると體格のいい男ばかりが二十名指名されて約五十個のフトン袋を船艤から撰り出してロープで船橋に吊し上げ舵器と羅針盤の周圍に土嚢のやうに積み重ねた。これは最大難所、虎門の砲臺下を通る際の萬一の場合の備へである。やがてこの作業が終る頃驅逐艦○○が到着し陸海兩武官其の他邦人が七十餘名唐山丸に乗り移つた。○○は橋頭に高く戰鬪旗を掲げ乗員は鐵兜に身を固めて全員戰闘配置について當に一觸即發、準備は完全に整つてゐる。愈々出帆。唐山丸は○○艦の前に立つて煙突から黒煙を濛々と吐きながら進んで行く。虎門の砲臺が近づくとデッキの上の引揚者全部船室に入れられた。船室の窓から覗けば兩岸には青黒いヘトンで固められた規則正しい四角な口がいくつとなく見える。我々の船をねらふ幾多の砲口が並んで、唐山丸通過を今や遅しと待ち構へてゐることであらう。

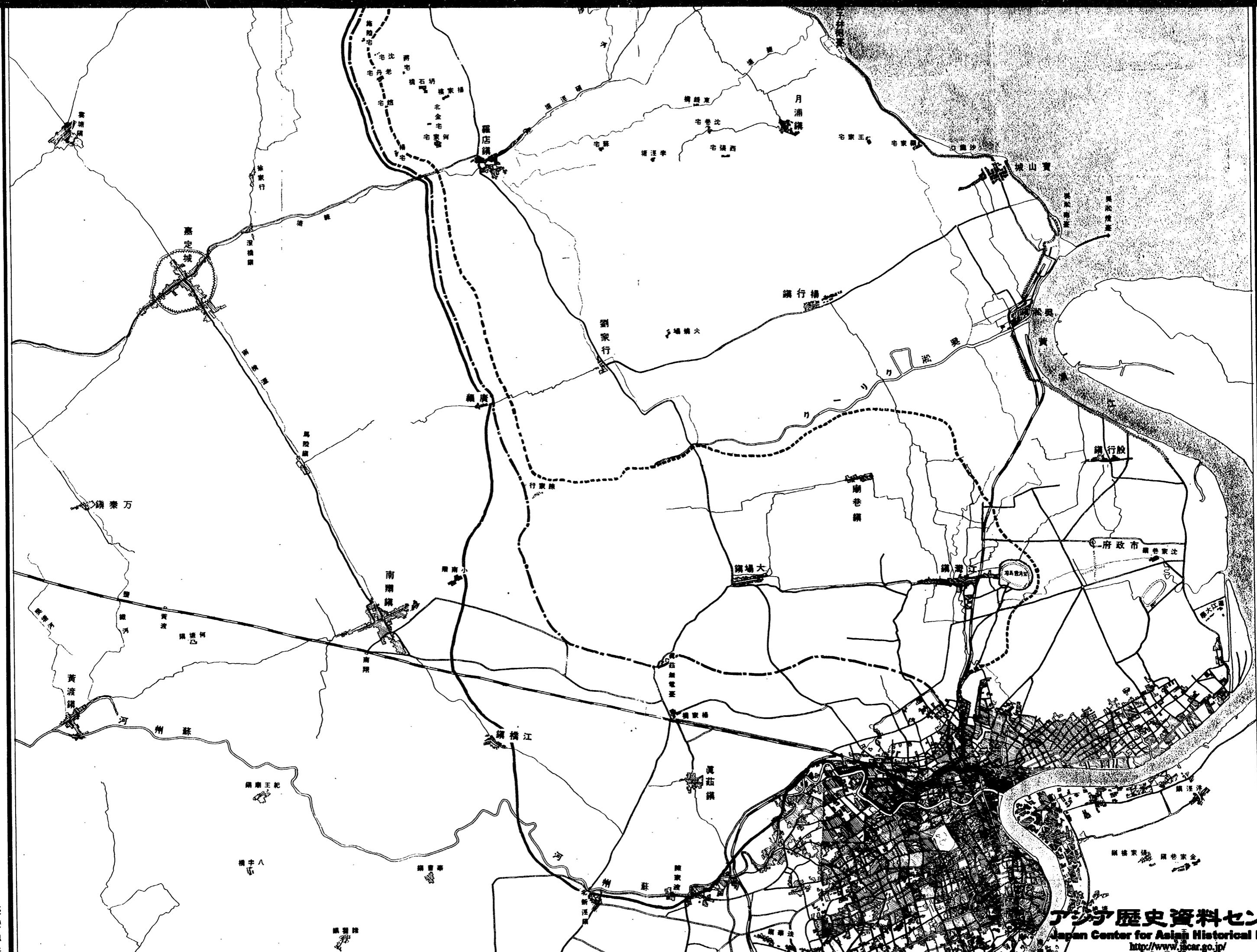
愈々砲臺下に來た。緊張の數分間。唐山丸は遅い船脚ながら全速力で航過した。遂に發砲しなかつた。と見ると唐山丸の前方遙かに白浪立て、駆進して來る船がある。下流から唐山丸護衛のため溯江して來た我が○○艦である。虎門を過ぐれば河幅も擴がり汽船も軍艦もその行動は極めて自由となる。もう大丈夫だ。驅逐艦○○と○○は護衛の重任を果して速力を増し唐山丸を後にして進航して行つた。船上からは邦人全員が感謝の萬歳を連呼した。船上からも我々の安全を祝福して萬歳を叫び白

い帽子を振りつづけた。かくて十七日午後四時頃香港に無事到着した。又總領事、副領事、民會長、臺銀、正金支店長等の人々は租界當局と立會の上邦人官公衙其の他に封印を施して十八日朝引揚げて來た。それから便船を待つて邦人の大部分は内地或は臺灣へと引揚げた。是等の人々の中には二十餘年間苦闘を續けて粒々辛苦築き上げた地盤を捨てゝ歸らねばならぬ者もあり、多量の手持商品を持ちながら其の處分もつかずみすく引揚げる者もあり、廣東を離れては明日の生活に窮する者もあると云ふ、隨分悲惨なる状態の下に立つて居る者もあるのであるが、しかし居留民一同は命令一下喜んで國策に従つて引揚げて來たのである。然し今回の總引揚げによつて廣東在留邦人の拂つた大きな、また悲惨な犠牲が、やがてそれは過去の小さい犠牲として報いられる時來り、日章旗の下に安んじて多数の邦人が明朗大亞細亞の指導者として活躍する日の來ることを確信し、待望してゐる次第である。

1 : 30m 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

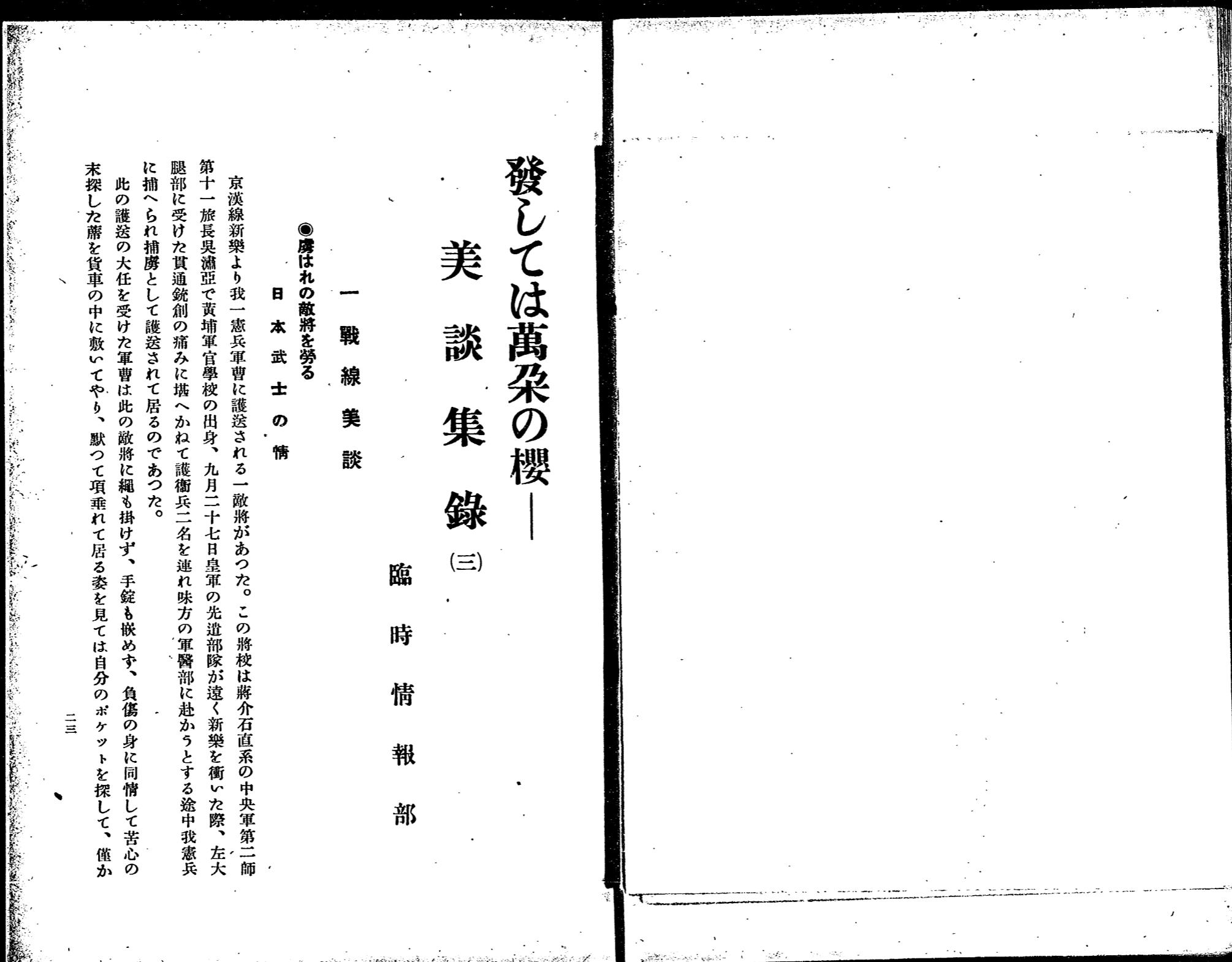
# 圖 線 戰 海 上







1 : 25



# 發しては萬朵の櫻 —

## 美談集録 (三)

### 臨時情報部

#### 一 戰線美談

●虜はれの敵將を勞る

日本武士の情

京漢線新樂より我一憲兵軍曹に護送される一敵將があつた。この將校は蔣介石直系の中央軍第二師第十一旅長吳瀟亞で黃埔軍官學校の出身、九月二十七日皇軍の先遣部隊が遠く新樂を衝いた際、左大腿部に受けた貫通銃創の痛みに堪へかねて護衛兵二名を連れ味方の軍醫部に赴かうとする途中我憲兵に捕へられ捕虜として護送されて居るのであつた。

此の護送の大任を受けた軍曹は此の敵將に繩も掛けず、手錠も嵌めず、負傷の身に同情して苦心の末探しした席を貨車の中に敷いてやり、黙つて項垂れて居る姿を見ては自分のポケットを探して、僅か

ばかり残つた煙草を分け與へた。捕はれの身の敵將には人の心の誠は一入強く感じるので、微笑を浮べつゝ甘さうに煙を吹かすのであつた。

食事になると軍曹は自分の飯盒から移して食べさせ、湯水の世話まで心を配り、通じない言葉乍らも何かとやさしく慰めて、傷ついた身と心とを勞つてゐる、その態度には少しも驕つた所がなく、一晝夜餘に亘る長途の旅にも終始一貫武士としての敵將を遇する態度を保つてゐる。

而も警戒は頗る嚴重を極め、自らは常に扉口に端座して刀を固く握りしめ、終夜一睡もせず任務遂行に當つてゐる。敵將も此の嚴格なる軍曹の態度と、温かく細やかな心配りに感動したのか、「謝謝」と感謝の言葉を繰り返すのみであつた。

### ●大敵を難倒し指を失つて

呵呵大笑する加藤鬼軍曹

○○部隊は○○にて數十倍の敵と苦戦中直ちに救援すべし。との命令を受けた加藤軍曹は、部下十數名を引き連れ泥濘惡路を物ともせず、○○へ、○○へと暮らに强行軍を續けてゐる。さあもう一息だと尙も駆足を続ける時、突如森陰から現はれた多數の敵兵と衝突、其の一瞬「繁テツ」、即刻立射ちの構へで敵の一發も放たぬ中に猛射を浴せかけた。バタ～と忽ち十數名が將棋倒しに斃れる。敵兵は不意の遭遇と猛射にどよめき立つ、その隙を見た加藤軍曹は「突込め！」と大音聲に呼ばはりつゝ、日本刀を振りかざし、先頭切つて突き進み、當るを幸に難倒す様は實に鬼神も恐れるばかり、部

下の兵士も之に續いて「部隊長におくれるな」とばかり喊聲あげて突進した。

浮足立つた敵兵は我が猛撃に恐れをなし算を亂して總崩れになつて退却する。折もよし之を見つけて○○部隊がそれとばかりに横手より一齊射擊の猛射を浴せ寡兵を以て完全に千餘の敵を壓迫退却せしめた。

此の亂闘が終るや加藤軍曹は不思議さうに自分の左手を見てゐたが急に「ヤア指が二本行方不明になつたぞ」と呵呵大笑するのであつた、見ればいつの間にやられたのか左手の指が二本つけ根から斬り取られてしまつてゐるではないか。その豪膽には居並ぶ戦友も驚嘆せしめられた。

此の猛勇士加藤鬼軍曹は我が臺灣の出身で臺北工業卒業後、出征前まで總督府内務局土木課の頭前溪治水工事事務所に勤めて居た加藤利雄氏である。

### ●山西の名城崞縣一番乗

城壁を攀ぢ登る鈴木准尉

崞縣は大同に次ぐ山西有数の名城であり、その堅固さはむしろ大同以上と稱せられてゐる。

石を積み重ねた四十尺以上の厚い城壁を廻らして堂々たる城門が山西モンロー主義王國の威嚴を示すかの様に聳てゐる。我○○部隊が崞縣にさしかつたのは十月三日の深更であつた。静まり返つた大城壁を目指し闇にまぎれて先陣の十川部隊が迫つた時突如、大轟音と共に地軸も搖ぐかと思はれる火柱が上つた。城壁外側に敷詰められた地雷火線にひつかつたのであつた。ハツと思ふ間もなく機關

銃、小銃の弾雨が降りしきる。四日未明を期して忽ち兩側に迫る大懸崖に轟々の反響を喚び起す一大激戦は展開せられた。十川部隊は直に北門の真正面城壁を目標に攻撃の猛進を開始した。見上げる大城壁の上にはパリケードが築かれて土嚢の蔭から機關銃の雨、迫撃砲の嵐、そして城内からは野砲も吠え狂けつて我軍を一步も寄せじと抵抗する。十月五日、六日と攻撃二日に亘るも城壁の一角だに崩れず、夜襲に次ぐ拂曉攻撃、總攻撃と敵に息つく暇も與へず猛烈な猛撃を加へるが、敵はすでに周圍を闇まれ背水の陣を布き、更に強大な城廓陣地を恃んで死守の覺悟を決めたのか一步も譲らず、我軍は全く不眠不休徹宵また徹夜の血みどろの激戦に終始した。

明くれば開戦四日目の七日朝、十川部隊の戰闘精神は爆發した。「是が非でも城壁を乘越えねばならない」、「血路を開け」と部隊長の凜然たる決心に疲れを知らぬ兵士はいきり立つた。拂曉を期して遂に塹壕、地雷火、鐵條網を乘越え城壁に迫る幾多の肉彈勇士の奮戦！ 力闘又力闘!! 西村部隊から猛烈な砲撃を加へ北門城壁に二箇所の崩潰を見た、ココゾとばかり梯子隊が進む、城壁上下に相搏つ攻防戦はすさまじく、火花を散らし、一面を猛焰に包み城壁の敵兵が人形のやうに落ちる、赤壁に砲弾命中、岩片は飛ぶ、空には我軍の飛行機が亂舞して爆撃掃射を行ふ、敵の高射砲は地響を立てる、凄惨地獄の大動亂繪圖の展開だ、午後一時半遂に梯子はかけられた、見よ！ 先頭を切つて城壁を登る勇士の姿！ 頑迷抗日の支那軍膺懲の鬼と化した北村部隊の鈴木准尉だ。雨と降り来る弾丸を物ともせず一步、一步、一段又一段敵も味方も眼を見張る中に突撃路を攀登る、遂に崩壊箇所に登りつめ青龍刀を振りかざして一人、二人更に五人、六人と掩ひかぶさつて來る八人の敵青龍刀隊、多數に一人

んとした刹那、の白兵戦！ 手に汗握るその瞬間、秋水一閃！ 見事な胸切り、續いて迫る敵兵に又一撃、今度は刀を捨て、ピストルで撃ちまくる、バターノーと倒れる敵兵が續げ様に城壁から墜落、敵のひるむ隙に飛鳥の如くに跳上つた鈴木准尉折から飛び來つた手榴弾の破片で右腕に重傷、鮮血にまみれつゝも「何のこれしさ」とひるまずピストルの亂射。此の時北村部隊の決死梯子隊は鈴木准尉を殺してなるものかと、突撃路に躍り込む。一方村上部隊も北村隊に負けるなどばかり別の梯子で驅上る。

遂に日の丸が城壁に揚つた。時に午後五時四十分、夕闇と共に靄は深くなり、敵兵は尙も抵抗を續け狂奔の逆襲を繰返す。城門はまだ開かない。鬼氣迫る夜を衝いて激戦は續けられた。だが皇軍の勇武に敵すべくもない。

八日朝我空軍の大爆撃、砲聲と突撃隊の喊聲物凄く、湯淺部隊も外壁突破に成功し、北城門は我手に開かれて、午後〇時三十分〇〇部隊は歩武堂々と入城した。

城頭高く翻騰と輝く日章旗、あゝ感激の日章旗！

かくて敵が五日間死守した山西の要害崞縣は遂に我が軍の手に歸したのである。

## 二 銃 後 の 花

●窮しても帝國軍人の妻

愛兒を抱き街頭進出

家賃月二圓と云ふ貧しい家に住む吉村君にも去る日令狀が送達された。だが吉村君には心に掛かる大きな悩みがあつた。それは後に残す今年六つと三つの幼兒と、病後その衰弱の抜け切らぬ妻の身の上だつた。だが彼女は出征の夫に涙一つ見せず「私も帝國軍人の妻です。留守中の事は決して御心配なく、どうぞ御國の爲に十分のお働きを」と心をこめて誓ふのであつた。此の健氣な妻の言葉に安心した吉村君は〇〇日勇躍征途に上つた。

夫の出征後、妻のフミさんは、赤貧洗ふとはこの家庭を形容する爲に作られたと言つてもよい程、壁は落ち障子は破れ、その日一の糧にも窮する家政と二人の幼兒を抱へて敢然立ち上つた。だか、此の窮状がどうして見捨て、置かれよう、と奮然起つたのが堀江町、新富町の住民だつた。吾等の街の勇士の家だ、とばかり同情の聲は翕然として起り、近隣の誰から、町會から、はては見も知らぬ心ある人々から慰問金、慰問品が同家の窮状を救ふ爲に殺到して來た。普通ならば「お言葉に甘へまして」と同情の手に取りすぐるのだが、フミさんは「貴方様方の御志は有難う御座いますが、貧乏はして居りましても帝國軍人の妻で御座います。夫に誓つた言葉もござりますので、たとへどんな仕事を致しましても私の手で二人の子供を立派に育て上げる決心でございますから」と、山と積まれた贈物を全部懇懃な謝禮の言葉と共に一々返すのであつた。

朝靄深い五時頃から服装も涼々しく幼兒を背に負つてリヤカ一引き、「空瓶はありませんか——」

と連呼、町から町へと歩き続ける同女の姿こそ、非常時日本女性の精華ではなからうか。

### ◎四百の本島人女工

#### 應召監督を送る感激譜

臺北市壽町某製茶工場に働く四百の本島人女工さん達が、日頃兄と頼む監督二名の應召を心から送り、その行を壯にした内臺融和の美談がある。

同工場からは、さきに北支戰線に活躍し敵の機銃を奪ひそれで敵を撃ちまくつたと言ふ勇士淺田一等兵を出したが、同工場に現場監督として勤務してゐた山田利夫君と中村豊次郎君にも去る日令狀が傳達された。豫てこの事あるを心待ちにしてゐた兩君は早速ザンギリ頭に軍服姿も涼々しく出勤した。兩君の應召を知つた女工達は十重、二十重に取り巻き祝辭や激励の言葉を浴せ、果は感激の餘り涙を流し、声をうるませつゝ武運長久を祈り幾度か萬歳を叫んだ。兩君も涙を拳で拂ひつゝ「立派にやつて来る。有難う」と必勝を誓ひ「僕等が居なくなつてもしつかり働いて呉れ」と銃後の護を誓はせ、暫しは聲を發する者もなかつた。

其の日作業も終り退社時刻が來ると、女工さん數名が代表となつて千人針奉仕を申出た。増田出張所長はその熱意に打たれたが、「内地人の奥さん方がなさる事になつてゐるから思ひ止まるやうに」と制するも聽かず、どうしても奉仕を断念しやうとしない。それ程まで思つてゐるならと申出を許した所、四百餘の全女工が一人一針心から縫ひ上げ一夜にして立派な彈除外千人針をこしらへた。それは

かりでなく太平町七ノ一廖氏菊さんの如きはハンカチ大の手旗に小指を切つて滴る血潮で日の丸と大日本の三字を書きしたため、又汪氏菜さんは

別時一刻値千金

爾來相逢又何年

戰爭希望獨成勉

將來提功歸故鄉

と乙女の赤心を漢詩にこめて兩君に贈つた。

いよいよ出發の日には同工場前に全員堵列増田氏より激励の挨拶があり、萬歳を三唱して女工達は解散せしめやうとしたが、私達の監督さんだから是非と熱願するので送らせる事となり、軍歌も勇ましく兩君を先頭にして其の行を壯んにしたのであつた。

### ▲貧者の一燈

#### ◆第一話 盲目の本島人老爺の赤誠

羅東 部三星庄破布鳥、薛阿牛さんは最近の部落振興會主催の國民精神作興講演會で支那軍の不法を聞き、銃後の勤めを果す爲、三星庄役場を訪れ金三十圓を提出した。

薛さんは盲目不自由の身で僅かその日かせぎの家族の貯銀によつて生計を立てゝゐる有様である。此の實狀を知る佐藤庄長が萬一無理でもしてゐるのではと注意したのに、薛さんは「その日暮しではあるが決して心配下さるな、數年來家族から貰つた十錢、二十錢の零細な金を貯金したのですから、及ばず乍ら今後も生活の許す限り御奉公を續けたい覺悟です」と熱烈な愛國の至情を披露するのであつた。

#### ◆第二話 尊い山の贈り物、山間に咲く花

宜蘭街から五里も離れた山奥にある員山庄雙連埤國語講習所の生徒達は、かねて自分達はこんな山間僻地に住んで而も貧乏であるから人並には國防獻金や皇軍慰問金など出來ないので、何とかして奉公の道はないかと思案してゐた矢先、丁度郡役所で軍用秣の採取を獎勵してゐる事を聞いて、直に此時とばかり講師の葉連枝さんをはじめ全生徒が舉つて原野に出て草刈をすることになつた。

それからは毎日／＼餘暇を見出しても朝露踏んでザク／＼と草を刈る可憐な少女や少年の姿や、夕靄こむる森蔭から草籠かついで講習所の庭に集まる青年の姿が見受けられた。一鎌／＼に愛國の誠をこめたこの努力は積り積つて三百數十斤に達した。そこで講習所の生徒達は各自エツサヤツサと山道を辿つて員山庄役場を持こんだ。

此の事情を知つた當局の人々は、これこそ尊い山の贈り物だとその行爲を激賞してゐる。

つた。

# 附錄

## 事變知識

臨時情報部

## 錄

三二  
な役目とする。平服を着て居るので發見の困難な厄介な存在である。

### ●保安隊

保安隊いふのは土匪の襲撃から人民を防衛する爲に普通の警察は別に設けられた武装した警官隊のことである。國民革命軍の北伐に當り蘇聯軍事顧問の献策によつて生れたもので、要人の暗殺、重要官衙の襲撃等を重要

### ●藍衣社

藍衣社いふのは蔣介石の獨裁政權獲得強化の目的で作られた秘密結社である。その名稱の起源は民國七年(皇紀二五八八年)何應欽の部下が藍色表紙のパンフレットを發表したのに由るもので、その暗躍は常に日支紛争の禍根をなしてゐる。

### ●便衣隊

便衣隊いふのは普通の服装をした兵隊のことである。國民革命軍の北伐に當り蘇聯軍事顧問の献策によつて生れたもので、要人の暗殺、重要官衙の襲撃等を重要

### ●トーチカ陣地

トーチカいふのは一九三一年蘇聯が極東國境に恒常

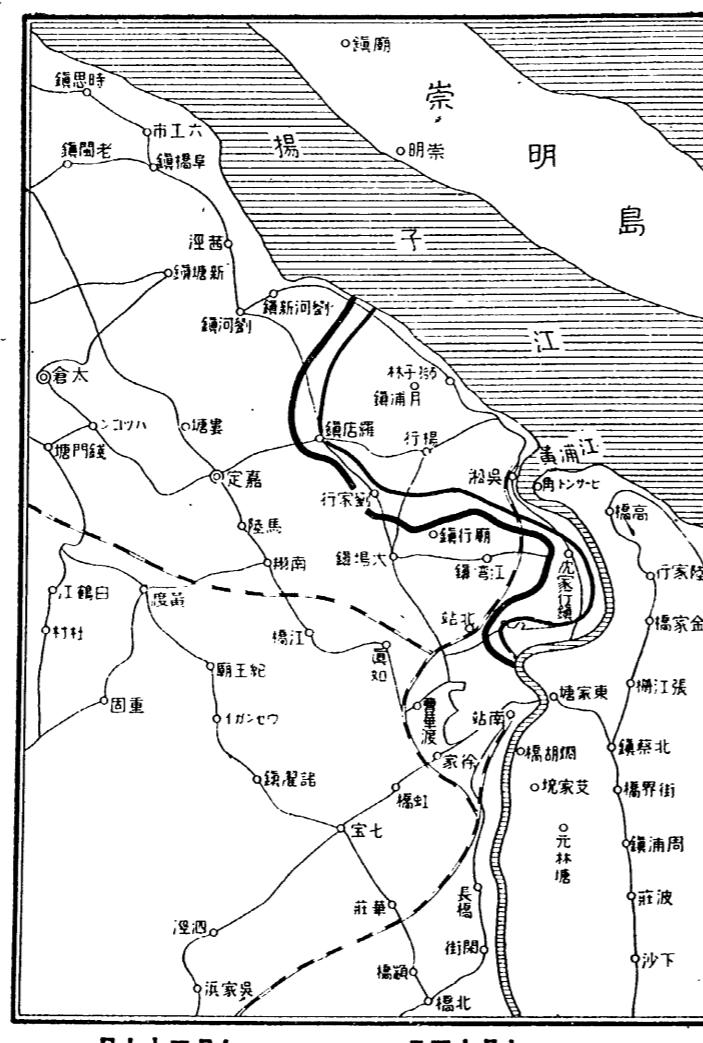
的目的で造つた一種の堡壘で、これが上海戰線に模倣構築されたものである。鐵筋コンクリト製、壁厚一米半乃至二米、大砲一、二發は物の數ではない。高さは一階建或は二階建、下部は地下に隠し地上に現はれた部分には銃眼を並べ、屋上は土で掩つてゐる。普通機關銃二三挺を有し、大型のものは野砲、高射砲を備へてゐる。周囲は鐵條網で囲み、前方には塹壕を掘り、地下には地下道があり後方連絡がこれるやうになつてゐる。實に堅固な陣地である。

### ●クリーク

クリークいふのは揚子江と黃浦江に挟まれた上海市外を網状に走る掘削のことである。天然のものと人工によるものとあり、狹小なのは下水溝の如く、廣大なのは河のやうな洋々たる流である。勿論橋は架けられてゐるが、敵軍退却の際は必ず切落し我軍の進撃を阻むことを夥しいものがある。

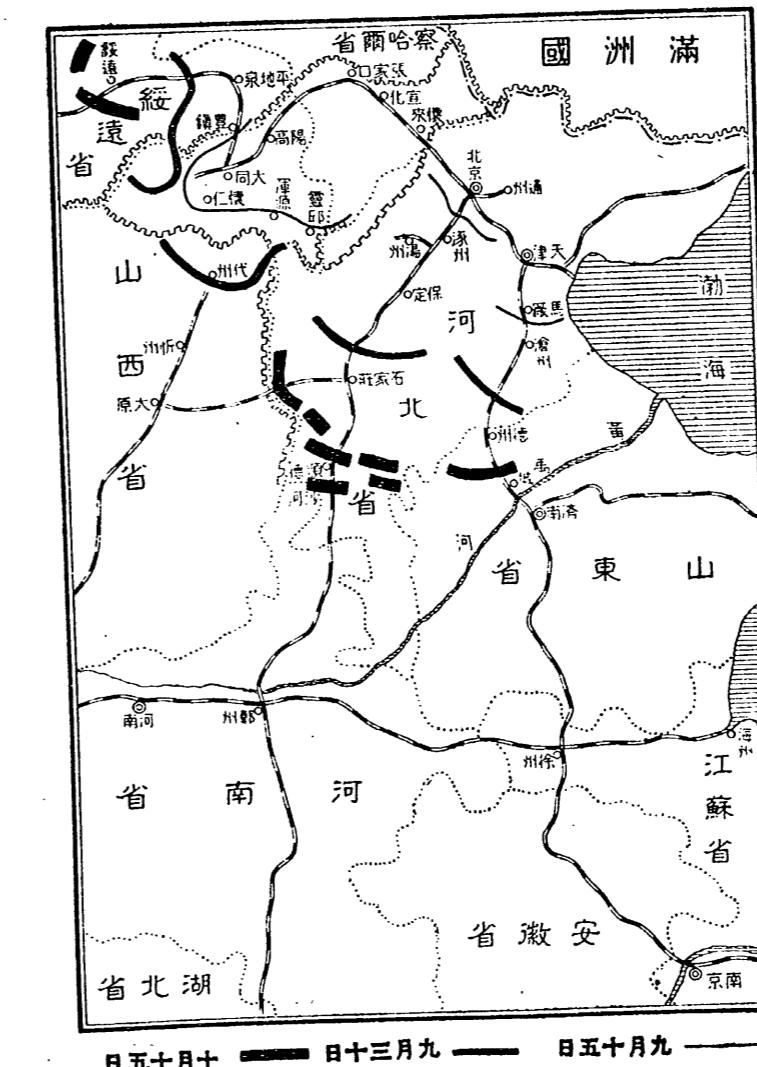
### ●雙十節

支軍皇進躍の跡



三五

北支軍進躍の跡



三四

# 事變日誌

三六

## 臨時情報報部

十月一日

1. 津浦線德州北方五里の桑園鎮を占領せり。
2. 上海劉家行を占領クリーク西方の線を確保せり。
3. 上海北四川路前方左翼の堅壁啓秀女子中學校を占據せり。
4. 第九回廣東空襲を敢行東山附近の軍事施設及び石碑天河兩飛行場を爆破せり。
5. 我が空軍左の地點を爆撃せり。
6. 我が潛水艦支那戎克船を擊沈せりこの支那側デマ報道を我が海軍省副官反駁せり。

ハ 嚴家宅齊家宅を占據せり。  
ニ 一部隊は中興宅・新家宅を奪取せり。  
ホ 淞滬鐵道へ進撃中の部隊は寶興路・印度人教會・線路踏切を完全に占據せり。  
ヘ 一部隊は崇德女學校を占據せり。  
ト 上海印刷所の堅壁を確保せり。

2. 我が空軍左の地點を爆撃せり。  
3. 石家莊・德州・太原・羅店鎮附近・劉家行附近・嘉定・外岡鎮・廣東。

嘉定・劉家行・大場鎮・江灣鎮・江陰沖の軍艦・南翔飛行場・浙贛鐵道・徐州北東泥溝附近の軍用列車・海州の兵營・太原。

1. 上海戰線の戰況次の通り。  
イ 顧家宅・張家宅を占據せり。  
ロ 陳家宅・邵家宅・沈家宅を占據せり。

十月二日

1. 津浦線德州を占據せり。  
2. 羅店鎮西方に於て十三時間に亘る大激戦を展開、支那軍嘉定に向ひ退却を始めたり。  
3. 一部隊は楊家村後側の三軒家を占據し更に進撃中なり。  
4. 左の地點を空襲せり。  
安徵省の安慶・南京・江陰・廣東・大場鎮・南翔・昆山・

十月三日

を犒はせられ、侍従武官長を御差遣められたれたり。

十月四日

1. 津浦線の黃河涯を占據せり。
2. 羅店鎮西方の陣地及び崇明塘を奪取せり。
3. 上海新木橋を占據せり。
4. 廣東の財政危機に直面せり。
5. 左の地點を空爆せり。  
太原(山西軍の本據潰滅に瀕せり)閩北(商務印書館・北停車場)・大場鎮・南翔・江灣鎮・真如。

十月五日

1. 上海戰線の戰況次の通り。  
イ 吳家宅の一角を占據せり。  
ロ 白保羅路附近の三義里部落を完全に占據せり。
- ハ 羅店鎮附近の梅丹宅・李家村を奪取せり。
3. 左の地點を空爆せり。  
太原・溫藻濱・大場鎮・閩北・廟行鎮・蕪湖飛行場・中央造幣廠・粵漢綫樂昌。
4. 滿洲國皇帝陛下は北支の皇軍及び滿蒙軍將士の勞

十月六日

1. 開院參謀總長高殿下には第一陸軍病院並に陸軍各醫學校に入院中の戰傷兵を御慰問あらせられたり。
2. 山西省原平鎮を占據せり。
3. 上海戰線の戰況次の通り。  
イ 東陣巷東側クリークの線を占據せり。  
ロ 北周宅・郭家宅・朱家宅・金家店を奪取せり。
4. ムツソリニー伊首相は支那事變に對する日本政府の態度を極めて卒直明白に是認せり。
5. 左の地點を空爆せり。  
津浦線・隨海線・安慶・蕪湖・蘇州・南京・無錫・揚州・廣德・粵漢線・韶關・連江口・琶江口・高塘墟・西村・黃浦。

十月七日

1. 平漢沿線の靈壽・田營鎮を占據せり。
2. 一部隊は石家莊西北の平山附近高地を占據せり。
3. 羅店鎮方面の施相公廟附近及び郭家宅・鄭家宅の陣地を奪取せり。
4. 廣東を空襲せし我が空軍は粵漢線を完全に遮断し天河飛行場・黃浦を爆撃せり。

十月八日

十月十日

三八

- に於て敵軍の退路を遮断せり。
- 平漢線正定を占領せり。
  - 山西省崞縣を完全に占領せり。
  - 山西省平魯を占領せり。
  - 内蒙軍武州及び包頭の北方固陽を占領せり。
  - 我が艦艇浦東の敵砲兵陣地に對し猛撃を加へたり。
  - 閻北・滻瀘以東の敵大半を掃蕩し越界路を占據せり。
  - 左の地點を爆撃せり。
  - 正太線獲鹿附近の大部隊・山西省忻縣・津浦線秦安・大汝口・兗州・臨城・濟寧・粵漢線株州・廣東白雲飛行場・閻北・浦東。
  - 羅店鎮方面に於て張家村・王家灣・北覽溝を占據せり。
  - 左の地點を空爆せり。
  - 我が軍の先鋒石家庄に入城せり。
  - 羅店鎮方面に於て王家灣南方の線を突破し楊涇ヶリークの線に進出せり。
  - 左の地を空爆せり。
  - 兗洲の鐵道及び軍需品・韶關天河兩飛行場・沙河英德の鐵道・正太線及び平漢線・津浦線の宿縣及び徐州。
  - 日本海軍省發表に依る支那事變勃發以來の主要戰果左の如し。

1. 山西省右玉(朔平)縣城に入城せり。
2. 先遣隊は殺虎口を突破(寧遠)を確保せり。
3. 駐日伊大使我が外務省を訪ね舉國一致日本を支援する旨表明せり。
4. 左の地點を空爆せり。
5. 羅店鎮の軍事施設及び正太線井陘・平漢線の臨城
6. 【飛行機】 擊墜確實一七四機・稍々確實七機・地上爆破二三六機稍々確實七機計三四四機。
7. 【主要軍事施設】 飛行場一八 兵器工廠一〇。
8. 【鐵道】 津浦・浙贛・京滬・粵漢各線要地。
9. 我が軍の損害は飛行機三十九機。 (以下次號)

昭和十二年十月二十二日印刷 (月三回發行)  
昭和十二年十月二十四日發行

臺北市榮町二丁目十五番地

印刷人 加藤豊吉  
臺北市京町一丁目四十三番地  
印刷所 小塚本店印刷工場

## 臺灣總督府臨時情報部

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

昭和十二年九月二十日第三種郵便物認可

第

六

# 報 部

昭和二十年一月一日

○臨時資金調整法に就て

(財務局金融課)

○事變下に於ける

本島の労務事情

(臨時労務部)

○支那の邦人迫害と

支那人への我が温情

○發しては萬葉の櫻—

美談集録(四)

(臨時情報報部)

附錄 事變日誌

上海戰線圖

臺灣總督府

臨時情報報部

アシア歴史資料館  
Asia History Collection

## 臨時資金調整法に就て

財務局金融課

### 一 立 法 趣 旨

本年七月勃發したる北支事變は今や支那事變に迄擴大し而も之が急速なる解決は今日の處頗る困難なる情勢なるに鑑み、政府に於ては財政上經濟上各種の措置を講ずるの必要に迫られたのであつて、之が爲過般の第七十二議會に於ては時局に對處する爲必要なる各種の立法が爲されたのであるが、此處に述べんとする臨時資金調整法も亦其の一に屬するものである。

惟ふに世界大戰後に於ける戦争技術の著しき發達は到底過去の經驗を以てしては想像し難い巨額の資材を必要とし、從つて之が確保は戦爭遂行上の絶體的必要條件である。然るに我國に於ては斯る方面に於ける資材必ずしも豊富十分なりとは斷じ難い。且又現下内外の情勢に照し輸入に多きを期待することも殆んど不可能に屬するので、之等資材の供給を確保するが爲には國內に於て之等戰時關係諸産業の育成、維持又は擴張を圖るを必要とするのである。從つて之が爲には從來の如く如何なる資材を生産するか、又は如何なる事業に金融を與へるかを全く個人の自由に委せて居るのでは其の目的達成是不可能である。營利主義に偏せる事業の經營方針では如何に國家が必要とし不足を告げる物資が